

宮代町規則第68号

宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年宮代町条例第24号。以下「条例」という）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 町長は、条例第2条の規定により指定管理者を募集するときは、同条各号に規定する事項を告示するとともに、町の広報紙、インターネットその他適当な方法により行うものとする。

(申請書)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、宮代町指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

(指定管理者候補者選定委員会)

第4条 条例第4条に規定する指定管理者の候補者の選定を公正かつ適正に行うため、宮代町指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第5条 委員会は、指定管理者の候補者の選定を行うものとする。

(委員会の組織等)

第6条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が任命する委員をもって組織する。

(1) 副町長、教育長、会計管理者、宮代町課設置条例（平成6年宮代町条例第8号）第1条に基づく課の課長、議会事務局長及び教育推進課長の職にある者

(2) 経営に関する専門的な知識を有する者又は施設の設置分野に関する専門的な見識を有する者

(3) 施設利用の代表者又は公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1項第1号工に掲げる者を除く。）

(委員の任期)

第7条 委員会の委員の任期は、当該施設に係る指定管理者の候補者の選定を終えるまでとする。

(委員長等)

第8条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、町長があらかじめ委員のうちから指名した者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長が不在のとき又は委員長に事故あるとき、委員長があらかじめ委員のうちから指名した者がその職務を代理する。

(委員会の会議等)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
(意見聴取)

第10条 委員長は、審議にあたり必要があると認めるときは、担当職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務政策課において処理する。

(選定結果の通知)

第12条 町長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った団体に対し、宮代町指定管理者選定結果通知書(様式第2号)によりその結果を通知するとともに、選定結果を公表するものとする。

(指定の通知等)

第13条 町長は、条例第5条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を当該指定をした団体に対し、宮代町指定管理者指定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 条例第5条第2項の規定による告示は、指定管理者の指定に関する告示(様式第4号)によるものとし、告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 指定をした日

(2) 指定をした理由

(3) 管理を行わせる公の施設の名称

(4) 指定を受けた団体の所在地、名称及び代表者名

(5) 指定の期間

(変更事項の届出)

第14条 指定管理者は、その名称、代表者の職氏名、所在地その他の事項に変更が生じたときは、宮代町指定管理者名称等変更届(様式第5号)に当該変更を確認することができる書類を添えて、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出を受理したときは、必要に応じ、その変更内容を公表するものとする。

(町長の指示)

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者に対し、条例第7条の規定に基づく指示を行うものとする。

(1) 指定管理者による当該公の施設の適切な管理を確保するために管理の方法その他の事項について改善を求めるとき。

(2) 避難所その他被災者の保護及び支援又は災害復旧のために当該公の施設を使用するとき。

(3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定に基づく選挙に係る政党演説会、政党等演説会、投票又は開票を行うため当該公の施設を使用するとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町民の福祉の増進その他町長が公益上必要と認める目的を達成するため当該公の施設を使用するとき。

(指定の取消通知等)

第 16 条 町長は、条例第 8 条第 1 項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、宮代町指定管理者指定取消等通知書 (第 6 号様式) により通知するものとする。

2 条例第 5 条第 2 項の規定を準用して行う条例第 8 条第 2 項の告示は、指定管理者の指定の取消等に関する告示 (様式第 7 号) によるものとし、告示する事項は、次のとおりとする。

(1) 指定を取り消した日

(2) 指定を取り消した理由

(3) 指定を取り消した団体が管理を行っていた公の施設の名称

(4) 指定を取り消した団体の所在地、名称及び代表者名

(事業報告書)

第 17 条 条例第 9 条に規定する事業報告書は、宮代町指定管理者事業報告書 (様式第 8 号) によるものとする。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

宮代町指定管理者指定申請書

年 月 日

宮代町長 様

申 請 者

団体の所在地 _____

団 体 の 名 称 _____

代 表 者 氏 名 _____ 印

連 絡 先 _____

宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定により指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	
施設の所在地	宮代町

2 提出書類

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 経営状況を確認することができる書類
- (4) 申請することができる団体の資格を有していることを証する書類
- (5) 定款、寄付行為、規約、会則又はこれらに類するもの
- (6) その他町長が別に定める書類

様式第2号(第12条関係)

宮代町指定管理者選定結果通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長 印

年 月 日付けで申請のありました下記施設に係る指定管理者の候補者については、宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、次のとおり選定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 選定した団体

名称：

理由：

様式第3号(第13条関係)

宮代町指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長 印

宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、下記施設に係る指定管理者に指定することに決定しましたので、次のとおり通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 協定の締結

管理業務等の詳細な事項については、別途締結する協定に定めるものとします。

様式第4号(第13条関係)

宮代町告示第 号

指定管理者の指定に関する告示

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定をしたので、宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

年 月 日

宮代町長

- (1) 指定をした日
- (2) 指定をした理由
- (3) 管理を行わせる公の施設の名称
- (4) 指定を受けた団体の所在地、名称及び代表者
- (5) 指定の期間

様式第5号(第14条関係)

年 月 日

様

届出者

団体の所在地 _____

団体の名称 _____

代表者氏名 _____ 印

連絡先 _____

指定管理者名称等変更届

下記のとおり変更があったので、宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第13条の規定により、届け出ます。

記

- 1 管理運営を行っている施設の名称及び所在地
- 2 変更の内容
- 3 変更年月日

様式第6号(第16条関係)

宮代町指定管理者指定取消等通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長 印

指定管理者の指定について、宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の内容

2 決定の理由

注1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮代町長に対し、異議申立てをすることができます。

注2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、宮代町を被告として(宮代町長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければいけないこととされています。

様式第7号（第16条関係）

宮代町告示第 号

指定管理者の指定の取消等に関する告示

地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定の取り消し（管理の業務の全部（一部）の停止）をしたので、宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

年 月 日

宮代町長

- （1）指定を取り消した日（停止を命じた日）
- （2）指定を取り消した理由（停止を命じた理由）
- （3）指定を取り消した団体（停止を命じた団体）が管理を行っていた公の施設の名称
- （4）指定を取り消した団体（停止を命じた団体）の名称及び事務所の所在地

様式第 8 号 (第 1 7 条関係)

年 月 日

様

団体の所在地 _____

団体の名称 _____

代表者氏名 _____ 印

宮代町指定管理者事業報告書

宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 9 条の規定に基づき、公の施設の管理の業務について、下記により報告します。

記

- 1 管理業務の実施状況
- 2 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- 3 利用料金の収入実績
- 4 管理業務の収支状況
- 5 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める事項